

# 告示

## 埼玉県告示第四百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十六年埼玉県告示第九十八号及び平成二十七年埼玉県告示第二百八十九号）のうち、次の区域の指定を解除する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶴馬1丁目	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備えて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

### 二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上ノ原団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。
鶴馬1丁目	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。